

## 広告宣伝物等提供要領

### (趣旨)

**第1条** この要領は、一般社団法人愛媛県観光物産協会（以下「協会」という。）が作成した別表に定める広告宣伝物及び包装資材（以下「広告宣伝物等」という。）を第三者に提供する基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (承諾の基準)

**第2条** 広告宣伝物等の提供に係る承諾の基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 広告宣伝物等のうち、「みきゃん段ボール」、「みきゃんスタンドパック」、「みきゃん個包装袋（大・中・小）」については、県産かんきつ等県産品の出荷又は販売において使用する場合
- (2) 県産農林水産物の消費及び販売の拡大を推進する趣旨に賛同し、広報において使用する場合

### (申請手続)

**第3条** 広告宣伝物等の提供を受けようとする者は、広告宣伝物等提供申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を協会に提出しなければならない。

- 2 協会は、提出があった申請書を審査し、第2条に規定する基準に該当することを確認し、かつ協会、県産農林水産物又は広告宣伝物等の信用又はイメージを失墜させるおそれがないと認めるときは、提供を承諾し、広告宣伝物等提供承諾書（様式第2号）を交付するものとする。

### (提供に係る費用負担)

**第4条** 申請者は、広告宣伝物等の提供を受けるに当たって、別表に定める印刷代等作成費用を負担するものとする。

### (報告及び調査等)

**第5条** 協会は、必要があると認めるときは、広告宣伝物等の提供を受けた者に対し、報告を求め、若しくは調査を行い、又は指示をすることができるものとする。

### (承認の取消し)

**第6条** 協会は、広告宣伝物等の提供を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承諾を取り消し、提供した広告宣伝物等の返還を求め、公表することができる。この場合において、承諾を取り消された者は、取消しによって生じたいかなる損失も協会に請求できないものとする。

- (1) 承諾を受けた用途以外で広告宣伝物等を不正に使用したとき。
- (2) 協会から提供された広告宣伝物等を転売したとき又は転売しようとしたとき。
- (3) 承諾を受けた者が、協会、県産農林水産物又は広告宣伝物等の信用又はイメージを失墜させたとき、又は失墜させるおそれがあるとき。
- (4) 正当な理由がなく、前条に規定する報告若しくは調査を拒み、又は指示に従わなかったとき。
- (5) その他広告宣伝物等の提供承諾を行う趣旨に反する行為をしたとき。

### (その他)

**第7条** この要領に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、協会が

決定するものとする。

**附 則**

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、令和8年5月23日から施行する。

## 別表（第1条関係）

## 広告宣伝物等一覧

区 分	作成費用（単価）
みきゃん段ボール	140円
みきゃんスタンドパック	30円
PRのぼり（「愛媛産には、愛がある。」、白）	700円
みきゃん個包装袋（大） [直径9～10cm 推奨]	20円
みきゃん個包装袋（中） [直径6～8cm 推奨]	15円
みきゃん個包装袋（小） [直径4～5cm 推奨]	10円
<del>ハンドタオル（「愛媛産には、愛がある。」）</del>	<del>200円</del>

（以下、省略）

## 広告宣伝物等提供申請書

年 月 日

一般社団法人愛媛県観光物産協会 専務理事 様

郵便番号

住所

申請者

氏名

一般社団法人愛媛県観光物産協会作成の広告宣伝物等について、広告宣伝物等提供要領第3条の規定に基づき、裏面の内容に同意のうえ、次のとおり提供いただきたく申請します。

広告宣伝物	
希望数量	
使用方法	
使用場所	<input type="checkbox"/> 国内 都道府県名： 店 舗 名： <input type="checkbox"/> 海外 国・地域名： 店 舗 名：
連絡先	電話番号： Eメール：
担当者 職氏名	

## [同意事項]

○広告宣伝物等の提供を受けることができるのは、次の規定のいずれかに該当する場合とする。

- ① 広告宣伝物等のうち、「みきゃん段ボール」、「みきゃんスタンドパック」及び「みきゃん個包装袋（大・中・小）」については、県産かんきつ等県産品の出荷又は販売において使用する場合
- ② 県産農林水産物の消費及び販売の拡大を推進する趣旨に賛同し、広報において使用する場合

○一般社団法人愛媛県観光物産協会は、必要があると認めるときは、広告宣伝物等の提供を受けた者に対し、使用実態の確認や市場ニーズの把握等のため、県産かんきつ等県産品の出荷又は販売実績などの報告を求め、若しくは調査を行い、又は指示をすることができるものとする。愛媛県やえひめ愛フード推進機構からの依頼に基づき実施する場合も同様とする。

・報告のあった出荷又は販売実績などの情報は協会の事業実績として厳密に管理し、当該以外の目的としては使用しません。依頼に基づき実施する場合は、愛媛県やえひめ愛フード推進機構に情報提供等を行います。情報管理等については同様に徹底します。

○一般社団法人愛媛県観光物産協会は、広告宣伝物等の提供を受けた者が次の規定のいずれかに該当すると認めたときは、承諾を取り消し、提供した広告宣伝物等の返還を求め、公表することができる。この場合において、承諾を取り消された者は、取消しによって生じたいかなる損失も機構に請求できないものとする。

- ① 承諾を受けた用途以外で広告宣伝物等を不正に使用したとき。
- ② 一般社団法人愛媛県観光物産協会から提供された広告宣伝物等を転売したとき又は転売しようとしたとき。
- ③ 承諾を受けた者が、一般社団法人愛媛県観光物産協会、県産農林水産物又は広告宣伝物等の信用又はイメージを失墜させたとき、又は失墜させるおそれがあるとき。
- ④ 正当な理由がなく、一般社団法人愛媛県観光物産協会による調査等を拒み、又は指示に従わなかったとき。
- ⑤ その他広告宣伝物等の提供承諾を行う趣旨に反する行為をしたとき。

年 月 日

## 広告宣伝物等提供承諾書

様

一般社団法人愛媛県観光物産協会専務理事

年 月 日付で申請のあった広告宣伝物等の提供について、広告宣伝物等提供要領第3条の規定により、承諾したので通知します。